

お知らせ掲示板

📍くまもとポイント付与対象 📅日時 期期日、期間 🕒時間 場所 内容 題演題 師講師
👤出演 対象 定員 費用 持持参物 申申込 問問い合わせ先

🏠 暮らし

5月は固定資産税第1期と軽自動車税の納期です

納期限は6月1日(月)です。納期限までに納付してください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトを確認ください。

市ホームページ

地方税お支払サイト



(納税課 ☎328-2204)

固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付します

📅1月1日(賦課期日)現在で、本市に土地・家屋・償却資産を所有している方※共有名義の場合は、共有者全員が納税義務者ですが、納税通知書などは代表者へ送付。※複数区に固定資産をお持ちの方には区ごとに送付。

●固定資産税に関する手続き

【市外に転出する場合】

「納税管理人申告(申請書)」等の提出

【納税義務者が亡くなった場合】

法務局で相続登記の手続き

「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届」等の提出

【新增築、用途変更、取り壊しをしたとき】

税額が変わる場合があります。固定資産税課へ届けてください。

(固定資産税課 ☎328-2195)

軽自動車税・自動車税の納税通知書を送付します

4月1日(賦課期日)現在で、バイクや軽自動車などを所有している方に軽自動車税の納税通知書を、自動車を所有している方に自動車税の納税通知書を、5月初めに送付します。納税通知書に記載のコンビニや金融機関などで納期限の6月1日(月)までに納めてください。

【自動車税の問い合わせ先】熊本県県央広域

本部 収税第一課・収税第二課 ☎333-3210
熊本県自動車税事務所 ☎368-4020

●廃車、名義変更(譲渡)、住所変更などの手続き

・原動機付自転車(総排気量125cc以下/50cc以下三輪)、小型特殊自動車(農耕用・その他)

☎市民税課、区役所税務室、総合出張所

・三輪、四輪

☎軽自動車検査協会熊本事務所

(☎050-3816-1758)

・二輪小型自動車(250ccを超えるもの)、

軽自動車二輪(125ccを超え250cc以下)

☎熊本運輸支局 (☎050-5540-2086)

(市民税課 ☎328-2181)

軽自動車税障がい者減免要件を一部拡充します

障がい者の社会参加の推進、地域における安心した生活や移動手段の確保を後押しするため、令和8年度より軽自動車税減免制度の要件を緩和しました。

主な変更点は以下のとおりです。

・生計同一者所有の車両や運転も対象に

障がい者本人と生計を一にする者が納税義務者である軽自動車等も当該障がい者を乗せて使用する場合は減免対象になりました。

※減免申請できるのは、障がい者1人につき普通自動車を含めて1台のみ。

※原付バイク等一人乗り仕様の車両は、障がい者本人が納税義務者の場合のみ減免申請可。

・対象となる障害等級の一部拡充

身体障害者手帳の肢体不自由(上肢)2級及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能)1級、2級のすべてが減免対象になりました。

📄①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちお持ちの手帳すべて②車両の所有者が生計同一者で当該障がい者と別住所の場合:扶養していることが確認できる確定申告書控え、源泉徴収票、マイナ保険証(マイナポータルにログインした上で資格情報を提示)などの生計同一が確認できる資料 ③車両の所有者が別世帯で常時介護者の場合:常時介護証明書※発行・問い合わせは区役所福祉課へ。

☎6月1日までに市民税課または区役所税務室で申し込み※総合出張所では受付不可。

詳しくは、市民税課

または市ホームページへ。

(市民税課 ☎328-2181)



窓口受付時間が変わりました

2月2日(月)から、区役所などの一部の窓口受付時間が変わりました。

変更後の受付時間 午前9時～午後4時半

受付時間が変更となった窓口 ▼

区役所窓口(区民課、福祉課、保健こども課、保護課、税務室)
出張所窓口(託麻、河内、芳野分室、幸田、城南、天明、龍田、清水)
本庁窓口(市民税課、固定資産税課、納税課、国保年金課)

※電話受付時間の変更はありません。(午前8時半～午後5時15分)

詳しくは、市ホームページへ。

(改革プロジェクト推進課 ☎328-2110)



毎月確認! 自転車の交通ルール【第12回】



自転車で事故を起こした場合、けが人の手当てをし、連絡先を交換しておけば、自転車は「軽車両」なので、警察に連絡しなくてもよい。○か×か?

答え・解説は、20ページ

POINT 令和8年4月から、自転車にも青切符制度が導入されています。

(地域交通支援課 ☎328-2259)

市営住宅の定期募集

📅7月1日(水)(入居予定日)📍既存団地の空室(募集案内に一覧を掲載)

【募集案内配布】

📅4月28日(火)～5月15日(金)(土日祝は開館施設のみ)🕒午前9時～午後5時

📍市営住宅管理センター(市庁舎9階)、総合案内(市庁舎1階)、区役所、まちづくりセンター(市庁舎を除く)

【申込】

📅5月7日～15日に電子申請または郵送(消印有効)で〒860-8601市営住宅管理センターへ

【抽せん会】

📅東・南区:5月28日(木)午後2時～/中央・北・西区:29日(金)午後2時～📍国際交流会館(5階大広間A・B)

【二次募集】

📅6月3日(水):①午前9時半～11時半②午後1時～4時/4日(木)～9日(火):午前9時～午後4時📍6月3日(水)①:国際交流会館(5階大広間A・B)/3日(水)②および4日(木)～9日(火):市営住宅管理センター(市庁舎9階)📄一次で申し込みがなかった既存団地の空室(先着順)

📍中央・北・西区は(☎327-5101)/東・南区は(☎311-7833)

詳しくは、市ホームページへ。

市営住宅が360度動画で確認できます

📄間取りや校区などの条件で絞って検索できるページを開

📄設しました。活用ください。

(市営住宅課 ☎328-2461)



証明書のコンビニ交付サービスを休止します

システムメンテナンスのため、証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。📅5月1日(金)・22日(金)・6月1日(月)

(市民税課 ☎328-2181)



【熊本市マイナンバーカードセンター(大劇会館1階)、熊本市マイナンバーカード東区サテライト(サンピアン3階)の休業・開業日について(5月)】

・5月17日(日)は、システムメンテナンスによる休業日です。

・その他の休業日は、市ホームページ「休業・開業日カレンダー」に掲載しています。

問い合わせ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)

(戸籍住民課 ☎328-2067)



子どもを対象とした自転車ヘルメット購入補助を5月末まで延長しています。



(1)補助対象者

本市に住民票を有している方で、平成19年4月2日以降に生まれた方
※原則、申請者は保護者として。※過去に同一の子どもで申請されている場合は対象外。

(3)補助金額

2,000円(上限)

(4)申請期間

5月31日まで
予算額に達し次第、終了。

(地域交通支援課 ☎328-2259)

(2)補助対象となるヘルメット

令和7年4月1日以降に新品で購入したもの(詳しくは市ホームページへ)で、以下のいずれかの安全基準を満たす認証マークがあるもの



申請はこちら

市ホームページ

合併処理浄化槽の転換補助金について

単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用する家庭から生活雑排水が未処理のまま放流されている現状を改善し、生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽へ転換する方を対象に補助金を交付しています。詳しくは、市ホームページまたは浄化対策課へ。※下水道の供用開始区域では下水道に接続してください。

5人槽の合併処理浄化槽へ転換する場合

現在使用中の便槽	補助金上限額
単独処理浄化槽	92万4千円
くみ取り便槽	89万4千円



(浄化対策課 ☎328-2366)

マンションなどの使用戸数や総代人の変更届をお忘れなく

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要です。使用戸数や使用者名は、水道検針時の「水道等ご使用量のお知らせ」で確認してください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。

📍上下水道局お客さまセンター(☎381-1118)

(料金課 ☎381-0448)



防火対象物の使用開始の届出をしましょう

建物やその一部で事業を始める場合は、使用を開始する7日前までに消防署に届け出る必要があります。建物を使用する用途が変わると新たに消防設備が必要になることがありますので、計画段階で事前に管轄の消防署に相談ください。

詳しくは市ホームページへ。

(消防局規制課 ☎363-0212)



住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう!

自宅に設置されている住宅用火災警報器が正常に作動するか、「ボタンを押す」「ひもを引く」などして確認をしましょう。

反応しない場合は電池切れや故障の可能性があるので、電池交換や本体の取り換えをしてください!

住宅用火災警報器は10年を目安に交換することが推奨されています。いざという時に確実に作動するように、日頃から点検を行いましょう!

■2026年度全国統一防火標語■

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

(消防局予防課 ☎363-0263)